



第8期北海道総合開発計画中間点検報告

国土交通省北海道局参事官室

我が国は、北海道の優れた資源・特性を活かして国の安定と発展に寄与することを目的に、明治2年の開拓使設置以降、計画的に北海道の開発を進めてきました。戦後は、北海道開発法（昭和25年法律第126号）に基づく開発政策の下で、8期にわたり北海道総合開発計画を策定し、その時々我が国の課題解決に貢献してきました。第8期目となる北海道総合開発計画（平成28年3月閣議決定。計画期間：2016年～おおむね2025年度。以下「第8期計画」という。）では、「計画策定からおおむね5年後に計画の総合的な点検を行う」とされており、令和2年度が当該年度に当たることから、国土審議会北海道開発分科会の下に設置されている計画推進部会において、第8期計画の中間点検を行ってきたところです（本誌2020年10月号No.686号参照）。

計画推進部会では、2020年2月3日の第21回北海道開発分科会以降、北海道開発分科会から付託された「第8期計画の施策の点検に関する事項」、「今後の推進方策に関する事項」について検討するため、4回にわたって部会を開催しました。その間、11月には中間報告を取りまとめ、パブリックコメントと地域との意見交換を実施し、本年2月4日の第8回計画推進部会にて「第8期北海道総合開発計画中間点検報告書」をとりまとめました。

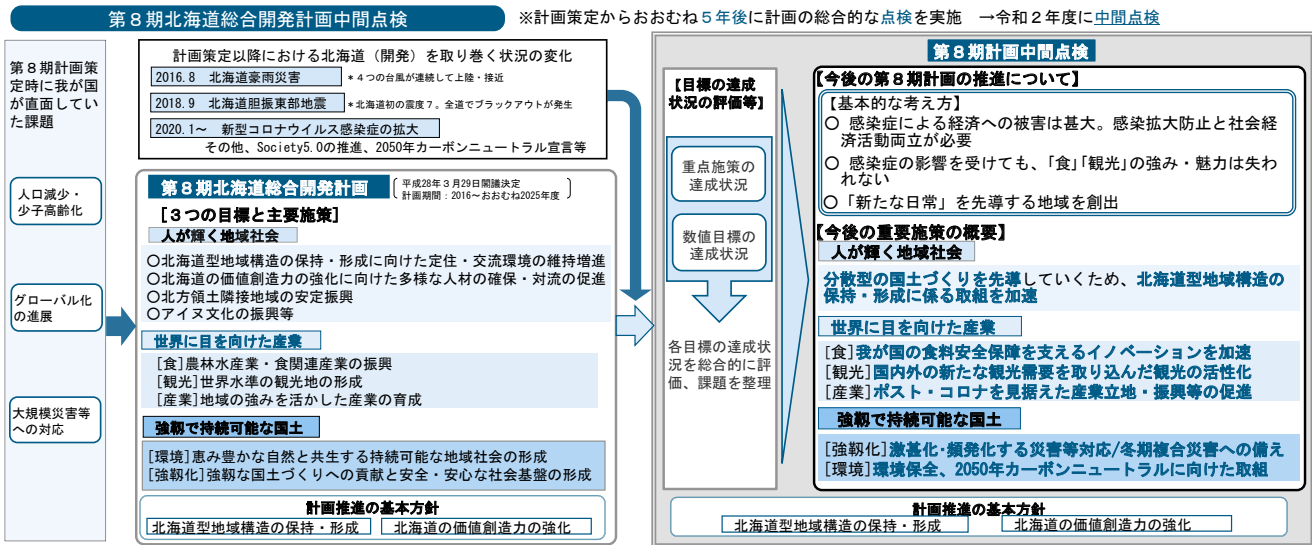
その後、本報告書は第24回北海道開発分科会に報告されました。

本稿では、中間点検報告書に沿って、中間点検の結果について説明します。

I パブリックコメント等の結果

北海道局・北海道開発局では、昨年の11月25日～12月24日にかけて「第8期計画中間点検（中間報告）」について、パブリックコメントと、道内の地方公共団体、経済団体等の代表者との意見交換会により、ご意見をいただきました。意見総数は1,700件、うちパブリックコメントへの意見が225件、市町村から1,034件、経済団体等から441件となっています。

第8期計画における3つの目標ごとの重点施策のう



ち、「北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進」への意見が365件と最も多く、続いて「農林水産業・食関連産業の振興」が312件、「強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成」が274件、「世界水準の観光地の形成」が183件と、これら4項目で全体意見の約7割となりました。

計画推進部会において、このパブリックコメント等の結果を踏まえて、報告書の取りまとめを行いました。

II 中間点検報告書の概要

中間点検の審議開始と時期を同じくして、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が世界に拡大し、北海道はもとより我が国の社会経済にも大きな影響を与え続けており、収束ははまだ見通せない状況となりました。感染症は、社会経済活動のあり方や人々の行動・意識・価値観に大きく影響を及ぼしており、働き方の見直しや地方移住に対する意識の高まり等が見られます。上記のような環境変化も考慮し、計画推進部会において第8期計画の中間点検を行いました。

1 第8期計画の施策の点検について

ここでは、「第2章 目標ごとに設定された重点施策の推進状況」及び「第3章 第8期計画の目標の達成状況の評価等」について説明します。

目標：人が輝く地域社会

【北海道型地域構造の保持・形成】

北海道型地域構造は、本格的な人口減少時代を迎えた北海道において、中長期的観点からの持続可能な地域構造のあり方として位置付けられていますが、その中でも第1次産業等の生産の場である「生産空間」の維持・発展は重要です。このため、農林水産業の振興及び競争力の強化、人流や物流、地域・拠点間の交流・連携を確保する高規格幹線道路、空港、港湾等の整備を推進しています。これらの整備は着実に進み、基幹産業の振興が図られています。3つのモデル圏域（名寄周辺、十勝南、釧路）では各地域の課題解決に向けた取組を開始しました。

計画後半に向けては、地方部に人が住み続けられるよう、引き続き基幹産業の振興を図り、生活の利便性を高め、地域の魅力を向上させる必要があります。このため、他地域への波及も見据えてモデル圏域の「課題解決先行地域」事例を創出する必要があります。

【多様な人材の確保・対流促進】

サテライトオフィスやテレワーク拠点、体験移住用住宅等の整備について、北海道の多くの地方公共団体が取り組んでおり、体験移住者、地域おこし協力隊等の活動人口は増加しています。

計画後半に向けては、地域づくり人材の取組支援や

ネットワークの拡大等、地域で活発に活動できる環境づくりを強化するとともに、地域の優れた取組等を発掘し、北海道の魅力を発信していく必要があります。

【北方領土隣接地域の振興】

北方領土隣接地域振興計画に基づく施策を推進し、安定した地域社会の形成に寄与してきました。しかし、水産業が低迷するなど地域経済は依然として厳しい状況にあり、引き続き取組を推進する必要があります。

【アイヌ文化の振興】

アイヌ施策推進法に基づく交付金制度等を通じて、文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取組を支援するなど、アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進しています。

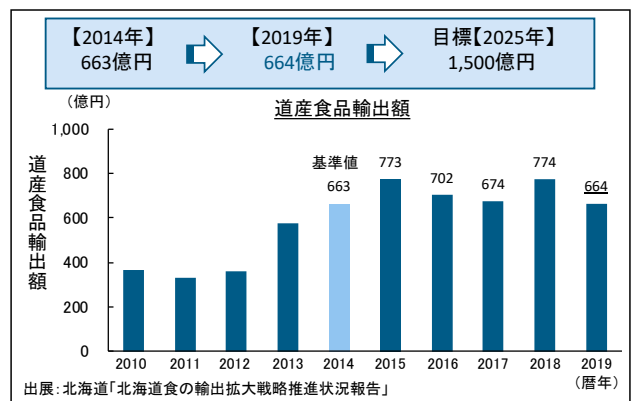
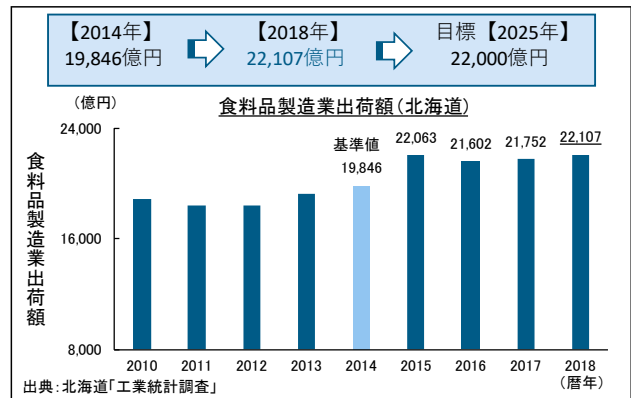
計画後半に向けては、アイヌ施策推進法に基づく措置について、引き続き制度の適切な運用を図るとともに、2020年7月に開業した民族共生象徴空間（ウポポイ）の運営に当たり、感染症の拡大予防策を適切に講じながら、誘客促進に向けて広報活動やコンテンツの充実等の取組を推進する必要があります。

目標：世界に目を向けた産業

【農林水産業・食関連産業の振興】

農地の大区画化等のイノベーションを進め、農業産出額は目標を達成しましたが、米やいも類等の生産量は減少しました。サプライチェーンの強化等を推進し、食品製造業出荷額は目標に近づいていますが、付加価値率は依然低い水準にあります。道産食品輸出額は水産物・水産加工品に依存し、目標までは開きがあります。

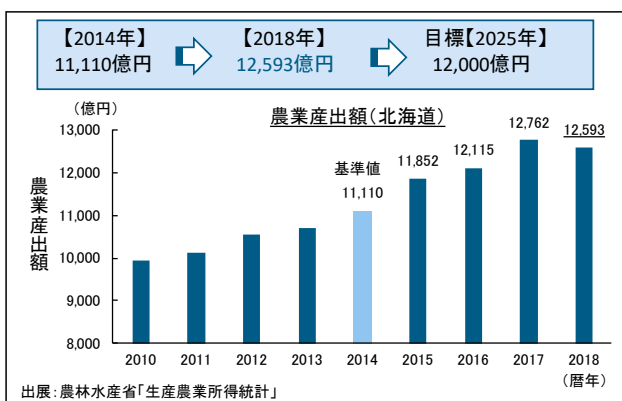
計画後半に向けては、経営形態の革新等農林水産業のイノベーションを加速して、食料供給力の向上を図

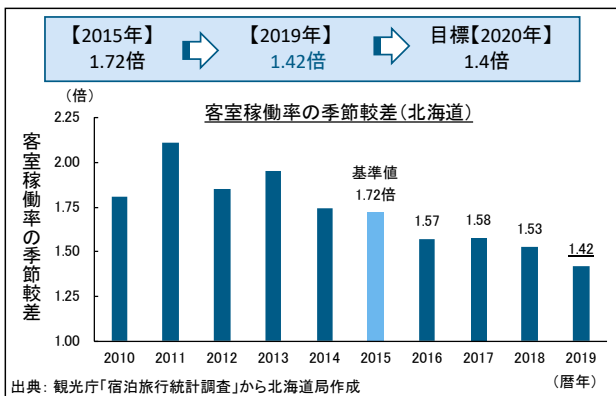
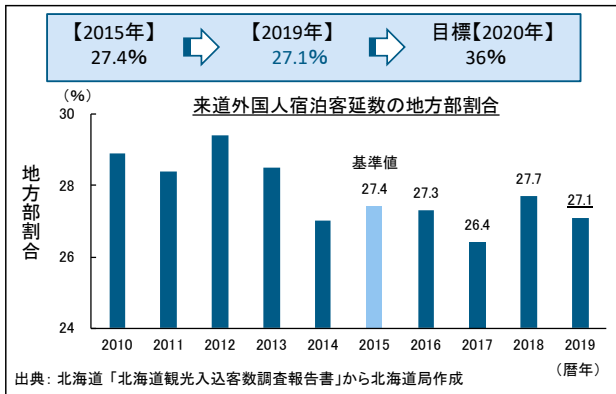


必要があります。また、「食」の高付加価値化と競争力強化を図り、輸出品目を多様化して輸出額の増加に取り組む必要があります。

【世界水準の観光地の形成】

来道外国人旅行者の受入環境整備やドライブ観光等の取組により、来道外国人旅行者数は301万人に増加しました。来道外国人宿泊数の地方部割合は増えていませんが、道央圏を上回る増加率の地域もあり、地方部の外国人旅行者は、着実に増加しています。客室稼働率の季節較差は年間旅行者の増加により、平準化が進展しつつあります。





計画後半に向けては、外国人旅行者の地方部への誘客や季節較差の平準化を図るため、受入環境のより一層の整備や地方部（生産空間）の資源・特性を活かした多様な観光メニューの一層の充実等が必要であり、これらを通じて、北海道が世界に評価され、将来にわたって人々をひきつける地域となるよう引き続き取り組む必要があります。

【地域の強みを活かした産業の育成】

首都圏等の大都市圏との同時被災リスクの低さや冷涼な気候といった地理的・気候的な北の優位性を活かして、ICT産業等の誘致が着実に進みました。

苫小牧東部地域でも、新たに食関連産業の創出や再生可能エネルギーの活用等が進展しました。利便性の高い物流ネットワークの形成により、沿線の企業立地が進み、農水産物加工等の製造品出荷額が増加しました。

計画後半に向けては、北海道の強みを活かして生産空間の維持・発展を図るための戦略的産業の振興や、地域全体の雇用創出力の強化に取り組む必要があります。

目標：強靱で持続可能な国土

【恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成】

釧路湿原の河道の蛇行復元等の自然再生の取組、家畜排せつ物の有効活用、建設現場におけるCO₂削減の取組等が進展しました。北海道の全発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は、2030年度の国の目標を上回っています。また、産学官金連携のプラットフォームにより、水素による余剰電力の利用促進等を普及啓発してきました。

計画後半に向けては、引き続き自然環境の保全や、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用する取組が必要です。また、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、北海道の豊かな自然や地域資源を活かし、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減対策や森林整備等の吸収源対策を促進する必要があります。さらに、北海道胆振東部地震後の全道ブラックアウトを踏まえ、強靱な地域分散型エネルギーシステムの構築を進める必要があります。

【強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成】

水災害リスクに対応するため、河川改修、洪水調節施設等の整備により治水安全度の向上を図りました。「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、河川、道路、港湾等の重要インフラの機能強化に取り組みました。社会資本の老朽化に対して、道路施設や国管理の河川管理施設等の点検をおおむね完了しました。

計画後半に向けては、切迫する巨大地震や津波、火山噴火や気候変動に伴う災害の激甚化等が懸念され、積雪寒冷地特有の課題も踏まえた更なる防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進することが必要です。また、今後も社会資本の老朽化が加速的に進行するため、より一層計画的、集中的に対策を実施する必要があります。

2 今後の第8期計画の推進について

ここでは「第4章 今後の第8期計画の推進について」を解説していきます。

(1) 今後の計画推進の基本的考え方

(感染症の影響及び「新たな日常」の実現)

感染症による世界経済の大幅な落ち込みの中、当面は内需中心で経済回復を図る必要があることから、まずは感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図り、その上で「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指します。

また、集住して日常活動を行うリスクや経済機能等国の中核機能の一極集中のリスクが改めて認識され、テレワーク等働き方の見直しや地方移住等の機運が増している状況を契機に、北海道が果たす役割を再認識し、DXへの対応やサプライチェーンの多元化に迅速に取り組む必要があります。

(基本的考え方)

感染症の影響を受けても、「食」や「観光」における北海道の強みや魅力、これらを戦略的産業と位置づけて「世界の北海道」を目指す第8期計画の理念は変わりません。計画後半では、感染症で見えてきた北海道の価値を改めて見つめ直しながら、分散型の国土づくりに向けた生産空間における各種施策、危機や災害に強い社会経済を支える社会資本整備、今後の気候変動の影響を踏まえた防災・減災、国土強靱化について、時機を逸することなく施策を推進し、ポスト・コロナの「新たな日常」を先導する地域づくりを目指します。

(2) 目標の実現に向けた重要施策（ミッション）

計画後半においては、ウィズ・コロナで短期的に加速すべき施策、ポスト・コロナに向けて強化すべき施策を意識しながら、持続可能な社会の実現に向け、様々な主体や関係者と連携・協働して、以下の重要施策を推進する必要があります。

目標：人が輝く地域社会

【分散型の国土づくりを先導していくため、北海道型地域構造の保持・形成に係る取組を加速】

- ・自然環境が有する多様な機能を活用し強靱で自律的な生産空間を構築。移住者や長期滞在者等の受入れの強化や働く機会・場の創出
- ・公的施設を日常生活や地域経営の拠点とする取組と合わせて、Society5.0の実現に対応した情報通信基

盤を整備するとともに、災害時にも活用可能なエネルギーシステムを構築し、暮らしの魅力や働く機会を創出

- ・高規格幹線道路のミッシングリンク解消等や空港、港湾の整備等により、人流・物流の連携を確保、また、拠点から住居や生産の場までのアクセスに新たなモビリティサービスの活用など、スマートシティの構築につながる取組を促進
- ・地域づくり人材の育成・支援の強化、活動人口の受入環境整備を促進
- ・北方領土隣接地域の安定振興
- ・アイヌ施策の総合的かつ効果的な展開

目標：世界に目を向けた産業

【「農林水産業の振興」に向けて、我が国の食料安全保障を支えるイノベーションを加速】

- ・農地の大区画化等の基盤整備と安定的なサプライチェーンの構築により北海道農業のポテンシャルを最大限発揮
- ・農林水産業のスマート化を加速して労働力不足に対応、生産の最適化等を促進
- ・生産から加工・流通、販売、消費のフードチェーンにおいてデータ連携を新たに促進

【「世界水準の観光地の形成」に向けて、国内外の新たな観光需要を取り込んで観光の活性化】

- ・観光需要の早期回復を図るため、国内外の感染症の状況を見極め、需要を喚起しつつ、国内旅行とインバウンドの両輪により、オール北海道で世界水準の観光地を目指す
- ・外国人旅行者の安全安心や移動・周遊を支える受入環境の整備を図るため、新千歳空港の機能強化を始め、高規格幹線道路、空港、港湾、新幹線等の交通ネットワークの整備を推進
- ・災害時の情報伝達体制の強化を図るため、観光客緊急サポートステーションの設置やSNS等を利用した情報発信を促進
- ・民間による創意工夫を活かした7空港一括運営等を契機に、関係者が連携して2次・3次交通を強化、観光客の地方部への分散・周遊を支える受入環境の

整備を推進

- ・地域資源を最大限活用した多様な観光メニューのより一層の充実や情報発信

【「地域の強みを活かした産業の育成」に向けたポスト・コロナを見据えた産業立地・振興等の促進】

- ・道内産業の更なる育成等に向けて基盤整備を含めて物流機能を強化
- ・首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、北海道で働く魅力や優位性を発信するなど、更なる企業立地・振興を促進

目標：強靱で持続可能な国土

【「強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成」に向けた激甚化・頻発化する災害への対応や冬期複合災害への備え】

- ・北海道胆振東部地震からの早期復旧・復興
- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を、重点的かつ集中的に推進
- ・気候変動を踏まえた事前防災対策として、北海道の流域や被害の特性を考慮しグリーンインフラの概念も取り入れつつ、あらゆる関係者が流域全体で取り組む「流域治水」を推進
- ・切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波、火山噴火等、大規模自然災害への対策を推進
- ・冬期複合災害発生への備え、雪害の防止、冬期道路交通の確保、冬期災害時に資する技術開発の取組を推進
- ・防災・減災、国土強靱化のため、地域と連携してハード・ソフト対策を推進
- ・予防保全への本格転換、点検の高度化・効率化等の戦略的なインフラ老朽化対策を推進
- ・北海道開発局等の体制強化や建設業等におけるインフラ整備・維持補修の担い手の確保・人材育成

【「恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成」に向けて、環境保全、2050年カーボンニュートラルに向けた取組】

- ・北海道のかけがえの無い自然環境の保全のため、湿原の自然再生に向けた取組等を引き続き進めるとともに、社会資本整備や土地利用においてグリーンイ

ンフラの取組を推進

- ・「革新的環境イノベーション戦略」や「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等を踏まえ、国、地方公共団体、企業等が連携して、以下に取り組む。

- ・水素の利活用や、風力・バイオマス等の再生可能エネルギーや雪水冷熱の利活用等を、周辺環境との調和を図りつつ、促進

- ・スマートシティの構築を目指し、再生可能エネルギーや水素の利用促進を図りつつ、マイクログリッド等の強靱な地域分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を推進

- ・交通ネットワーク・拠点・輸送の効率化・低炭素化の推進、スマート農林水産業の実装の加速化や森林整備等による吸収源対策の推進、住宅・建築物に係る省エネ・省CO₂対策の促進、建設施工における温室効果ガス排出削減対策の促進

- ・これらの取組や循環型社会の構築に向けた取組等を総合的に進め、経済と環境の好循環と持続可能な地域社会を構築

(3) 目標達成に向けて実効性を高める取組等

感染症の拡大等先行きが不透明で、その影響が見通せない状況であるからこそ、北海道が目指すべき将来像を国、地方公共団体、住民、企業等が共有し、その実現に向けて取り組んでいくことが重要となります。今後の第8期計画の後半期間の施策の推進等に当たっては、施策の目的、内容、効果等を分かりやすく積極的に広報を展開し、国民の理解・共感を得るよう進めるべきとしています。

計画の進行管理に当たっては、感染症の影響に留意してPDCAを行うとともに、現場で喫緊に対応すべき課題に対し、データや事象をよく観察し、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応する必要があります。

以上になりますが、第8期計画の中間点検を機に、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナにおける今後の北海道開発について、皆様に考えていただける機会となれば幸いです。

※ 国土審議会北海道開発分科会計画推進部会の検討状況等については、「国土審議会北海道開発分科会計画推進部会」のホームページをご覧ください。

国土審議会北海道開発分科会計画推進部会

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_hokkaido_keikakuishin01.html